

「著作権法施行令の一部を改正する政令（案）」の概要

1. 趣旨

著作権法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）では、立法・行政における著作物等の公衆送信等の権利制限規定の見直しとして、（１）行政庁の行う審判その他裁判に準ずる手続（以下「行政審判手続」という。）のための公衆送信等、（２）立法又は行政の内部資料についてのクラウド利用等の公衆送信等及び（３）特許審査等の行政手続等のための公衆送信等を可能とする関連規定の整備が行われた。

本政令案は、上記の（１）について、改正法による改正後の著作権法（昭和 45 年法律第 48 号。以下「新法」という。）第 41 条の 2 第 2 項において政令に委任された事項に関する規定の整備を行うものである。

2. 概要

裁判手続及び行政審判手続については、裁判等の機会を保障し、国民の権利利益を救済する観点から、改正前の著作権法第 42 条第 1 項において、裁判手続のために必要な範囲内での著作物の複製について、著作権者の許諾なく行えることとしていた。また、同規定においては、立法又は行政の目的のための内部資料として必要と認められる限度において、著作物の複製についても、著作権者の許諾なく行えることとしていた。

この点について、裁判手続及び行政審判手続については、手続を利用する一般私人が規定の適用を受け得る点で、立法又は行政の目的のための内部資料としての複製とは性質が異なることから、新法第 41 条の 2 として別に規定することとした。さらに、この行政審判手続のうち、特許法その他政令で定める法律の規定によるものについて、電磁的記録を用いて行い、又は映像若しくは音声の送受信を伴って行うもののために必要と認められる限度において、著作権者の許諾なく、公衆送信等ができることとした。

具体的には、政令で定める法律として以下を定めることとする。

- ① 労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）
- ② 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）
- ③ 海難審判法（昭和 22 年法律第 135 号）
- ④ 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）
- ⑤ 公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）
- ⑥ 行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和 23 年法律第 257 号）

- ⑦ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ⑧ 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- ⑨ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）
- ⑩ 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）
- ⑪ 国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）
- ⑫ 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）
- ⑬ 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）
- ⑭ 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和 36 年法律第 150 号）
- ⑮ 公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）
- ⑯ 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）

3. 施行期日（予定）

令和 6 年 1 月 1 日